

## 令和 7 年第 6 回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和 7 年 6 月 23 日付を以って、同 6 月 30 午後 3 時 00 分から鹿嶋市役所 3 階 301 会議室において、第 6 回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名人の選任について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の取消願について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第 6 号 鹿嶋市長からの農地の現況等についての照会回答について
- 報告第 7 号 農用地利用集積等促進計画の認可について
- 報告第 8 号 鹿嶋市地域計画の変更について
- 第 5 決議案第 1 号 令和 7 年度全国農業新聞の普及推進について

出席委員（14名）

1番	出頭勝美君	2番	笛本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	津島応紀
--------	------

## 会議の経過

(開会 午後3時00分)

議長 ただいまの出席委員は、14名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了しました。

それでは、令和7年第6回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

12番大川喜美君、13番日向寺正志君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第5号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間175日、農地の所有につきましては、自作地

約41アール、借入地約0.9アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツほか野菜を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

つづきまして番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機2台、農作業に従事する日数は年間220日、農地の所有につきましては、自作地約36アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

最後に番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、遺贈により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、農用トラック1台、草刈機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約63アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻、甘藷ほか野菜を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。番号1小宮作地内案件について、2番笹本真由美君にお願いします。

2番 はい、2番笹本です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請番号1の現地調査の結果を報告いたします。調査日は6月27日金曜日でございます。現地は少し野菜を作っております。周りの環境からみて何ら問題はないとの判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。次に番号2田谷地内案件について、10番笠貫順一君にお願いします。

10番 はい、10番笠貫です。番号2について26日現地調査をいたしました。その結果特に問題はないとの判断いたしました。よろしくお願ひします。

議長 ご苦労様でした。次に番号3宮中地内案件について、8番今村太一君にお願いします。

8番 はい、8番今村です。議案第1号番号3について、6月27日に見てまいりました。現場には細い竹が出ていましたが、大きな木はないので農地への

復元は可能かと考えます。なお、現在休作していますけど、5年くらい前までは耕作しておりまして、イノシシが出るようになってから休作しているとのことでした。よろしくご審議の程、お願いします。

議長 ご苦労様でした。

ただいまの事務局の説明、調査を行った委員結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号3については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1について、ご説明いたします。転用目的は農家住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畠の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在賃貸住宅に居住しており、子供の成長や年老いた母の様子も確認できる等の将来の事情を考慮し、元々の離れを建て替えたく農地転用申請に至ったものです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為に関する証明申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン正式申込の写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

11番野口嘉徳君。

11番 はい、11番野口です。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします

現地調査日は、6月17日火曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、日向寺委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から申請された書類等の説明を受け、現地を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ

の写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号4について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、土地改良事業が施工され集団的に存在している区域内にある農振農用地となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は農地3,029平方メートルで、掘削する深さは8メートルであり、採取する掘削量は、砂38,485立方メートル、表土が7,191立方メートルとなっています。埋立土砂については鹿嶋市和地内の土砂を搬入する計画です。被害防除です

が、防護柵、危険標示等の設置、定時始業、終業時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和7年5月2日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

つづきまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号6について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、株式会社エコスタイルより電気売買契約書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号7について、転用目的は駐車場の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内

にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。本案件につきましては、譲受けを予定する法人の事業所が隣接地にあり、今回事業拡大のため申請に至りました。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号8について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、リニューアブルジャパン株式会社より電力売買に関する合意書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号9について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力需給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号10について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。

他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力需給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

つづきまして番号11について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力需給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

最後に番号12について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力需給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年6月6日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

11番野口嘉徳君。

11番 はい、11番野口です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請

について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号12につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 15番田口です。28日に8箇所現地を調査しました。ご報告いたします。

番号1, 2, 3と問題はございません。事務局に確認したいのは、番号1について私は地図をいただき現地調査した時は調査した箇所をマーカーしているのですが、見たらこの箇所がマーカーしてあったものですから以前申請があったのかどうか教えていただきたい。また、番号5について、進入路が●●●●●●●側がなくて、もしかしたら東の方からは入れるのか非常に分かりにくく、現地に看板がないためどの場所か、周りが太陽光発電をしておりこの辺かなということで調査してきました。

次に番号8, 9, 10についても現地へ行ったのですけど、この辺かなと見て来ましたが看板がありませんでした。私の農地の地図に9番、10番とマーカーがしてありましたので、番号1と番号9, 10は、以前申請されたのかどうか、その辺を含めて事務局の方で分かれば教えていただきたいと思います。その関係で、現地確認へ行った時に写真を撮っており今後検討してほしいのは、スマホで撮った写真を事務局で窓口などに置くことを検討していただきたい。

以上です。

議長 事務局に説明を求めます。

事務局 はい。田口委員からの質問につきまして、ご説明させていただきます。番

号1ないし2につきましては、今回初めての申請箇所になりますので、隣接して太陽光発電施設がない所で分からなかつたのかなと思います。ただし、番号8・9・10につきましては、隣接地が既に太陽光発電施設になっておりますので、その関係で印が入ったのではないかと思います。また、写真等につきましては、その都度定例現地調査の時に写真を撮っておりますので、その時の写真は事務局内で回覧決裁を行っているところでございます。そちらの資料も窓口には用意しておく形での対応を考えてまいります。

以上です。

議長 あと看板については強制ではないということで、ある所とない所があるということですね。

事務局 はい、看板につきましては、申請時に用紙を渡し、必ず設置をお願いしているところですが、田口委員が言われている事業者につきましては、毎回お願いしているのですが、設置しておりません。次回申請する機会があると思いますので、その際は、しっかりとお伝えし、15日には付けるよう指導を行いたいと思います。

15番 よろしくお願ひします。

議長 ほかにご質問はございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。事務局に確認したいのですが、小規模、50キロ未満の太陽光発電、これは面積上10アール以下で十分できちゃう。これに対して倍くらいの面積を入れてくる所もある。地形上の問題もあるのかもしれないけど、事務局ではどういうふうに見ているのか。一般の転用で例えば仮に太陽光発電施設でもこの小規模の50キロ、10アールで済む所を2,500平米とか3,000平米位の所で許可を出してしまうということですか。どういうふうに認識しているのか説明してもらいたいです。

議長 事務局に説明を求めます。

事務局 はい。事務局から説明いたします。橋本委員の言われているとおり10アール又は500平米から1,000平米の間に49.5キロワットのパネルの設置は可能であると考えられますが、間口や斜面等の影響で進入路等が取れない等で2,000平米で許可している場合もあります。今回申請にあた

ってその占有面積以上にそれを分割することや農転の許可の完了報告がない場合は、それを分割してもうワンセットパネルを作ることや建物を建てないよう等の指導はさせていただいております。なので、橋本委員の言ったとおり基本的には2,000平米でも3,000平米でもできるけど事業計画変更につきましては、途中で事業計画を変えるとしたら事業計画変更申請が完全に完了後でなければ違反転用になってしまいますので、という指導はしているところでございます。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

7番 はい。

議長 ほかにご質問ございませんか。

5番 はい、議長。

議長 5番山本清治君。

5番 5番山本です。担当地区ですが、6月27日に番号7番と11番、12番の現地調査をしてきました。何ら問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号1ないし番号12については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成16年頃から雑種地となっておりますが、登記上の地目が畠となっている

ことから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影 空中写真」が添付されております。

説明は以上でございます。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

1 1番野口嘉徳君。

11番 はい、11番野口です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、当該地は、農地への復元が可能であり、非農地証明の要件を満たしていないと判断いたしました。

つづいて番号2につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 15番田口です。先程野口委員が報告したとおり28日に現地調査いたしましたが、私も野口委員の意見と同様であります。これまで雑種地といいま

すか、木が生えていたと思いますけど、それを伐採して農地に復元したのですよね。そうなってますので、よくあるケースで難しい判断だなと思いました。以上です。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。議案第4号番号2について28日現地調査を行いました。場所については●●●●の土地でありまして、先程説明があった通りの内容であります、非農地で問題はありません。以上です。よろしくお願ひします。

議長 ほかにご質問ご意見等ございませんか  
それではお諮りいたします。

番号1については、調査の結果非農地とは認めないと報告がございましたので、議案第4号番号1については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議ありの声多数」

議長 異議があるということで、議案第4号番号1については認めないということと決定いたします。

続いて議案第4号番号2については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号2については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年6月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する

る法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

議長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については2筆で面積が6,618平方メートル、畑の新規については11筆で面積が16,236平方メートルとなってございます。次に貸借期間1年から20年の土地についてご説明いたします。畑の新規については2筆で面積が4,650平方メートルとなってございます。この結果、田の新規は2筆で6,618平方メートルで、畑の新規が13筆で面積が20,886平方メートル合計しますと15筆で面積が27,504平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」（案）は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第8号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第8号「鹿嶋市地域計画の変更」については、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

報告第8号「鹿嶋市地域計画の変更について」について、事務局に説明を

求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 はい、報告第8号「鹿嶋市地域計画の変更について」について、ご説明いたします。転用に伴う地域計画の除外の手続きの変更でございます。全部で12件ございまして、11件が太陽光発電施設、1件が自己用住宅の申請でございます。こちらの農地転用の可能性につきましては、可という形で報告をあげたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 地域計画の内容についてですが、地域計画で協議された内容について、ただいま飯島課長補佐から説明がありましたように5条申請の中で6月6日に除外されているということで、口頭でお話がありました事務局の方でよろしければ他法令との調整のところに協議が何日にされたということを記入されたらどうかという提案ですけれどもいかがでしょうか。

議長 事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 除外日につきましては、今回に關しましては議案2号、3号にあたると思われますが、議案書の下の方に一文入れて対応したいと思います。また、農林水産課の報告ですが、一番後ろの予定日等を入れていただいて対応できればと考えております。

16番 よろしくお願ひいたします。

議長 ほかに何かございますか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。過去に利用権設定をしてそろそろ期間満了を迎えるものに關しては、農業委員にも資料の中に添付してもらいたい。それが分かればそろそろ切れる方のところに行って中間管理事業に移行してくださいとお願ひができる。そうすると活動日誌にも書けるし仕事もやりやすい。それがないと情報がない。自分の担当地区の人が、いつ利用権設定が切れるのか分からぬ。中間管理事業についても期限がある。リストがあれば皆さんに情報

を提供していただきたい。そうすればみなさんが活動しやすくなります。よろしくお願ひします。

議長 農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課長 その辺に關しましては、後日回答させていただきたいと思います。

議長 ほかにござりますか。

議長 続いて、日程第5「決議案第1号令和7年度全国農業新聞の普及推進について」であります。

事務局よりお願ひします。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは、決議案第1号「令和7年度全国農業新聞の普及推進について」ご説明いたします。

茨城県農業会議より送付された令和7年農業委員会会長事務局長会議において、農業委員及び農地利用最適化推進委員一人あたり1部以上の新規購読の確保をお願いがされております。既に農業委員の皆様には農業新聞の定期購読をお願いしているところでございます。現在鹿嶋市におきましては、令和7年5月現在42部でございます。うち農業委員及び推進委員以外の部数が17部となっております。農業委員及び推進委員につきましては、購読されていない方が2名ずつおられます。こちらの方は改めまして今年度目標部数55部ということで、農業会議より指定がされたところでございます。こちらの方がんばってしっかりと新規購読をしていきたいという決議を求めておりますので、みなさん、よろしくお願ひいたします。また、本日座席の方にトートバックが2個置かれております。こちら加入促進用の物資でございますので、是非、加入促進をしていただく際に、新たな加入者にお渡しする等ご活用いただきたいと思います。以上でございます。

議長 ただいまの意見につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 それではよろしいでしょうか。

その辺は事務局からも推進していただきたいと思います。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第6回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時03分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人